



ディプロマポリシー (DP)

I 博士前期課程

総合政策研究科博士前期課程においては、本学の建学の理念、教育の特色、教育研究上の目的を踏まえ、次のような人材の養成を図ります。

- 1 法律・行政・経済・経営政策や地域社会・環境政策において、高度かつ専門的な知識を持ち社会に貢献できる人材
- 2 公共政策や企業における先見的な経営方針を策定・評価できる人材
- 3 地域社会・環境問題に対する専門的調査・分析能力をそなえた人材
- 4 地域振興（震災復興を含む）をはじめとする国内外の諸問題に即応するため、専門的かつ学際的な知識を駆使できる人材

総合政策研究科は、本学学則に定める修了要件を満たした学生を、次に掲げる「学生が修了までに身につけるべき能力」を備えたものとして、博士前期課程においては学位『修士（学術）』を授与します。

II 博士後期課程

総合政策研究科後期課程においては、本学の建学の理念、教育の特色、教育研究上の目的を踏まえ、次のような人材の養成を図ります。

- 1 法律・行政・経済・経営政策や地域・環境政策において、高度かつ専門的な知識を持ち社会に貢献できる人材
- 2 公共政策や企業における高度に先見的な経営方針を策定・評価できる人材
- 3 地域社会・環境問題に対する高度に専門的調査・分析能力をそなえた人材
- 4 地域振興（震災および復興過程に関する学術研究を含む）をはじめとする国内外の諸問題に即応するため、高度に専門的かつ学際的な知識を駆使できる人材
- 5 上記各項目のより高度な能力を修得し、地域課題や国際的な課題の解決に寄与するとともに、研究者や教育者として活躍できる人材

総合政策研究科は、本学学則に定める修了要件を満たした学生を、次に掲げる「学生が修了までに身につけるべき能力」を備えたものとして、学位『博士（学術）』を授与します。